

【構造設備等基準】

○ 営業施設の設置場所等の基準（法3条第2項及び第3項）

- 1 営業許可申請施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、許可を与えないことができる。
- 2 許可申請施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね百メートルの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるとき、営業許可を与えないことができる。
 - ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
例：幼稚園，小・中・高等学校，特別支援学校，高等専門学校
 - ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設
例：助産施設，母子寮，保育所，乳児院，養護施設，知的障害児施設，救護院
 - ・ 社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設及び同法第20条に規定する公民館
 - ・ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - ・ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条により博物館に相当する施設として文部科学大臣が指定した施設
 - ・ 国又は地方公共団体が設置した青年の家，児童文化センターその他の青少年のための教育施設
 - ・ 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第1号に規定する都市公園
 - ・ その他上記各施設に類する施設として知事が指定したもの（現在，指定例はありません。）
- 3 申請者が次に該当するときは，許可を与えないことができる。
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ，又は旅館業法若しくは旅館業法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
 - ・ 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され，取消の日から起算して3年を経過していない者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過していない者
 - ・ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記に該当するもの
 - ・ 法人であって，その業務を行う役員のうち上記に該当する者があるもの
 - ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する者